

# 付帯サービス約款

(シナプスでんき)

株式会社ナンワエナジー

付帯サービス約款（シナプスでんき）（以下「本付帯約款」といいます。）は、当社の電気供給約款に基づく電気需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）と株式会社シナプスのシナプスでんき（以下に定義します。）に係る契約（以下「シナプスでんき契約」といいます。）の双方をご契約いただいたお客さまに対して、当社と株式会社シナプスが共同で行うサービス（当該サービスの名称を「シナプスでんき」といい、以下、これを「本サービス」といいます。）を提供する条件等を定めたものです。

#### 1 実施期日

本付帯約款は、平成 29 年 4 月 1 日より実施および適用いたします。

#### 2 定義

当社の電気需給契約および電気供給約款に定義される用語は、本付帯約款にて別段の定義をしない限り、本付帯約款においても同様の意味を有するものいたします。

#### 3 提供主体

本サービスのうち、電気供給サービスは当社が、シナプスでんき契約に基づく各種サービスは株式会社シナプスがそれぞれ独自に提供するものとし、当社は株式会社シナプスが提供するサービスについて一切の責任を負いません。また、株式会社シナプスがお客さまに提供する各種サービスは、株式会社シナプスの判断により中止または廃止される場合があります。

#### 4 適用条件

当社は、お客さまが以下の条件を満たす場合に、かかるお客さまに対して本サービスを適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが、電気需給契約の契約者であり、かつ、シナプスでんき契約の契約者であること。
- (2) 電気需給契約により計算される電気料金等（以下「電気料金」といいます。）とシナプスでんき契約により計算される各種サービス料金等（以下、これらを総称して「本サービス料金」といいます。）を株式会社シナプスに合算払いすること。ただし、当社がお客さまに対して、5（本サービス料金）(1)に基づき、電気料金を当社へ直接支払うことを求めた場合には、当該電気料金については、お客さまは当社に対して支払うものいたします。
- (3) 株式会社シナプスが別途定める本サービスに係る適用条件を満たしていること。

#### 5 本サービス料金

- (1) お客さまは、本サービスの適用期間中、当社を代理して、株式会社シナプスが本

サービス料金全額の支払いを請求することについてあらかじめ同意するものいたします（なお、当社は、株式会社シナプスに対して、電気料金に係る債権を譲渡するものではありません。）。ただし、お客さまが電気料金の支払を遅滞した場合には、当社がお客さまに支払督促を行うものとし、この場合には、お客さまは、当社に対して、当該支払遅滞にある電気料金を支払うものいたします。また、本サービスの適用期間中に発生する電気料金のうち、本サービスの適用期間満了までに支払期日が到来しないものについては、当社が直接お客さまに対して支払いを請求するものいたします。当社は、その他必要に応じて、お客さまに対して、本サービス料金のうち電気料金を直接請求することができます。

- (2) 本サービス料金の支払請求については、株式会社シナプスが、お客さまに対して通知するものいたします。また、お客さまは、本サービス料金のうち当社の電気料金については当社ホームページで閲覧することに同意するものいたします。
- (3) お客さまは、本サービスの適用期間中、当社が提供するペーパーレス割引（電気供給約款附則第3条に定めるものをいいます。）の適用を受けられないものとし、そのことに同意するものいたします。

## 6 適用期間

- (1) 本サービスの適用開始日は、当社が、4（適用条件）に定める適用条件を満たすお客さまに対して、スイッチング（当該お客さまに対して小売供給を行う小売電気事業者（電気事業法第2条第1項第3号に定める者をいいます。）を当社に切り替えることをいいます。）を行なった後最初に到来する検針日といたします。
- (2) 本サービスの適用期間は、前項に定める適用開始日から7（適用廃止）に定める適用廃止日までといたします。

## 7 適用廃止

当社は、お客さまが、4（適用条件）に定める適用条件を満たさないことが判明した場合には、本サービスの適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりといたします

- (1) 電気需給契約を解約する場合  
電気供給約款第42条（電気需給契約の廃止）または同第45条（解約等）に基づく解約日
- (2) シナプスでんき契約を解約する場合  
株式会社シナプスが別途定める解約日

8 シナプスでんき契約の解約

お客さまと株式会社シナプスとの間のシナプスでんき契約が終了した場合であっても、当社とお客さまとの間の電気需給契約は、電気需給契約または電気供給約款に基づき終了しない限り、有効に存続するものといたします。また、この場合に、存続する電気需給契約について、お客さまが、電気料金その他の請求額の明細書の送付をご希望されないときには、電気供給約款附則第3条の定めに従い、ペーパーレス割引が適用されます。

9 個人情報の第三者提供

お客さまは、当社が、本サービスを運営するために必要な範囲内において、株式会社シナプスにお客さまの個人情報を提供することに同意いたします。

10 本付帯約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本付帯約款を変更する場合には、電気供給約款第2条（電気供給約款および料金の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本付帯約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) 本付帯約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第2条（電気供給約款および料金の変更）(4)および(5)に準じます。